

45. 23

数次の譲渡がなされた場合において、最終の承継人又は譲渡人が提出した出願人名義変更届の取扱い

出願後に、特許（登録）を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利に関し、特許庁長官に届け出ていない数次の譲渡（譲渡された権利をさらに譲渡するような連続した権利の譲渡）がなされた場合において、最終の承継人又は譲渡人が提出した出願人名義変更届は、各次の承継の全てについて「権利の承継を証明する書面」が添付され、かつ数次の譲渡の過程において個々の権利の全てが譲渡されたことが明白に確認できる場合に限り受理する。

したがって、次の（１）～（３）に挙げるように、各次の譲渡において個々の権利の全てが譲渡されたことが明白でないと認められる場合は、本取扱いの適用除外とする。

- （１）譲渡人に持分が残る譲渡が含まれる場合
- （２）各次の譲渡に係る持分に変動がある場合
- （３）一の譲渡人からの複数の譲渡又は一の承継人への複数の承継が含まれる場合

ただし、上記（３）に関して、次の（４）、（５）に掲げる場合は、各次の譲渡の過程において、個々の権利の全てが包括的に譲渡されているものとして取り扱い、本取扱いの適用対象とする。

- （４）一の譲渡人の特許を受ける権利等の全てが複数の承継人に譲渡されたことにつき、一の譲渡証書で証明されている場合又は複数の譲渡証書であっても、当該権利について同日付にて譲渡が行われていることが証明されている場合
- （５）複数の譲渡人が共有する特許を受ける権利等の全てが一の承継人に承継されたことにつき、一の譲渡証書で証明されている場合又は複数の譲渡証書であっても、当該権利について同日付にて譲渡が行われていることが証明されている場合

（説明）

出願後における特許（登録）を受ける権利又は商標登録出願により生じた権利の承継については、特許庁長官への届出をもって、その効力発生要件とされていることから（特許法第34条第4項^{*1}）、一の原因により発生した承継については一の出願人名義変更届で効力を発生させることが原則である（特施規1条2項）。

しかし、出願人（A）→譲受人（B）→譲受人（C）のように、譲受人（B）への特定承継の届出がされる前に更に譲受人（C）への特定承継があった場合は、既に特許を受ける権利を有しない者（B）からの届出を求めることは、最終の承

継人（C）に過度の負担を強いる恐れがある。そのため、標記の届出により数次の譲渡について、包括的に届出がなされ包括的に権利の承継の効力が生ずるものと解し、本文のとおり取り扱う。

ただし、本取扱いについては、上述のとおり、特許庁長官への届出をもってその効力発生要件とする特許法第34条第4項^{*1}の例外的な取扱いであることから、数次の譲渡がされる過程において個々の権利の全てが譲渡されたことが客観的に明白に確認できる場合に限定する。

なお、相続その他の一般承継については、その届出を怠っていたとしても、相続等の事実の発生によって権利の承継の効力が生じており、数次にわたる権利の承継があった場合であっても、最新の承継人がその届出を行うことになる。したがって、数次にわたる権利の承継があった場合の相続その他の一般承継については、特許法第34条第4項^{*1}の例外的な取扱いである本取扱いには当てはまらない。

出願人（A）→譲受人（B）→一般承継人（B'）のように譲受人（B）への特定承継の届出がされる前に相続その他の一般承継があった場合は、最新の承継人（B'）が包括的に届出をするときであっても、届出書の書類名は「出願人名義変更届」とし、規定の手数料を納付して行うこととする。

（改訂令和8・4）

^{*1} 特34条4項：実11条2項、意15条2項、商13条2項において準用